

令和 8 年度
糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金
申請の手引き

令和 8 年 8 月

糸島市地域振興部文化課

【申請受付期間】

令和 8 年 8 月 18 日（火）～ 9 月 8 日（火）

1. 制度の内容

(1) 趣旨

- ・この補助金は、「糸島市文化芸術推進基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づく、市内の施設又はイベントにアーティストを派遣し、若しくは受け入れる事業に要する経費の一部を補助することにより、子どもや施設利用者が文化芸術に親しむ機会の充実及び地元アーティストの活躍の場の拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 概要

- ・令和8年6月18日から令和9年3月31日までに実施（完了）する事業が対象です。
※申請受付時点で実施済の事業も対象
- ・市内の学校・幼稚園・保育施設や校区・行政区のイベント等にアーティストを招く際の謝礼や交通費の2/3（上限10万円）を補助。
※補助金の交付は、事業実施後となります（実績報告に基づき額を確定）。
- ・学校の特別授業や行事・部活動の練習や発表にも活用可能です。
- ・団体等がアーティストに直接依頼する場合は団体等に対し補助を行います。
- ・アーティスト派遣業者が団体等にアーティストを派遣する場合は、当該業者に対して補助を行います。

(3) アーティスト

- ・本補助金における「アーティスト」は、基本計画に掲げる、音楽、美術、演劇、舞踊、文学、映像、工芸その他の文化芸術の分野に携わる者であって、次のいずれかに該当する個人又は団体をいいます。
 - 過去3年以内に公演、展示、出版、受賞その他これに類する活動実績を有する者
 - 市内における活動の継続性及び公益性が認められる者
 - 文化芸術に関する教育・普及活動を専門的に行う者として、教育機関、文化施設その他公的機関から委嘱又は招へいの実績を有する者

(4) 補助対象経費

①補助の対象となる経費

- ・補助対象事業に要する経費のうち、次に該当するものが対象です。
 - アーティストに対する謝礼（出演料、講師料等を含む。）
 - アーティストの派遣・受入に係る交通費

②「消費税及び地方消費税」を経費に含むことができる対象・できない対象

- ・申請の主体となる団体・事業者が、次に該当する場合（仕入額控除の適用を受けることができる対象でない場合）は、「補助対象となる経費」に消費税および地方消費税相当額を含めることができます。それ以外の場合は、補助対象となる経費に消費税および地方消費税相当額を含めないものとします。

【補助対象経費に消費税および地方消費税相当額を「含めることができる」対象の例】

☐ 納税義務者でない場合

☐ 免税事業者である場合

☐ 簡易課税事業者である場合

☐ 国又は地方公共団体（公立学校を含む）

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人の事業者（一般社団法人、一般財団法人、私立学校、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、宗教法人、商工会、農協、漁協等）

・詳しくは国税庁にお問い合わせください。

（ナビダイヤル 0570-00-5901／糸島市を管轄地域とする税務署：西福岡税務署 092-843-6211）

（５）補助金の額

- ・補助金の額は、予算の定める範囲内とします。
- ・補助対象事業１件につき、補助対象経費（４）の合計額に２／３を乗じて得た額以内、かつ100,000円を上限額とします。
- ・上記の計算の結果、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

（例１）

- (A) アーティストへの謝礼の合計額 : 50,000円
(B) アーティストの交通費の合計額 : 20,000円
(C) 補助対象経費：((A) + (B)) = 70,000円
(D) (C) × 2/3 (1,000円未満切捨て) = 46,000円 …補助金の額

（例２）

- (A) アーティストへの謝礼の合計額 : 90,000円
(B) アーティストの交通費の合計額 : 90,000円
(C) 補助対象経費：((A) + (B)) = 180,000円
(D) (C) × 2/3 (1,000円未満切捨て) = 120,000円 > 上限額100,000円
(E) 上限額100,000円 …補助金の額

2. 補助金交付申請要件

※本補助金交付の申請にあたっては、以下の要件に適合するかを必ずご確認ください。

(1) 補助対象事業

①対象となる事業

- ・以下の要件すべてを満たしていることが必要です。
 - ☐糸島市内の施設で実施・開催するものであること（市外での実施・開催は対象外）
 - ☐アーティストを派遣・受入れて行う文化芸術の鑑賞・体験機会を提供する事業であること
 - ☐事業の実施期間が、令和8年6月18日以降に開始し、令和8年度中に完了するもの。

②対象外となる事業

- ・上記①にかかわらず、下記のいずれかに該当する場合は対象外となります。
 - ☐営利を目的とする事業（商品、サービス、企業、団体等の宣伝展示、作品及び物品の即売等を含む。）
 - ☐国、地方公共団体からの補助、助成、委託等を受けている事業
 - ☐政治・宗教活動を目的としている事業
 - ☐収益の寄附や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業
 - ☐事業の参加対象者が極端に限定的かつ少数（概ね15名以下）となる事業
 - ☐その他地域振興部長が適当でないと認めるもの

(2) 補助対象事業者

①所在または拠点 次のいずれかに該当する者

- ☐市内に所在すること
- ☐市内に主たる活動の拠点を置いていること

②団体等の類型 次のいずれかに該当する団体等（※法人格の有無は問わない。）

- ☐アーティストを糸島市内の施設に派遣する事業を行う団体等
- ☐アーティストを招へいする施設を運営する団体等
- ☐アーティストを招へいするイベントを主催する団体等

③対象外となる事業者

- ☐暴力団などとの関係があること

3. 重点対象及び審査基準

※本補助金交付の決定にあたっては、以下の項目を基に市において審査を実施します。

(1) 重点対象

・補助対象事業のうち、下記項目を満たすものについては、重点対象とし、審査時の評価において加点を行います。

- ①事業の主たる対象を子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）とするもの
- ②事業を実施する主体が、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）であるもの
- ③事業を実施する主体が、保育所、届出保育施設、小規模保育事業を行う施設、企業主導型保育事業所、認定こども園であるもの
- ④事業を実施する主体が、自治組織である校区または行政区であるもの

(2) アーティスト

・「1. 制度の内容（3）アーティスト」に規定する項目に該当することが、申請内容及び添付書類から確認できる場合、審査時の評価において加点を行います。

(3) その他の審査基準

・アーティストの人選について、申請内容及び添付書類を確認し、評価の対象とします。

- ①アーティストとの調整状況
- ②補助対象事業に対する目的・効果
- ③補助対象経費予算に対する人選の妥当性

4. 手続きと流れ

(1) 申請

①申請期間

令和8年8月18日（火）～9月8日（火）

②提出書類

- ・糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・糸島市アーティスト派遣・受入事業事業計画書（様式第2号）
- ・誓約書（様式第3号）

③提出先

糸島市役所地域振興部文化課文化振興係
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
郵送（9月8日必着）または持参にて提出

(2) 審査・交付決定

①審査

- ・(1)で提出された書類に基づき書類審査を行い、評価点の高い順に予算の範囲内で交付決定を行います。

②通知

- ・決定がなされたのち、交付・不交付にかかわらず申請者へその結果を通知します。
- ・なお、最終的な補助金額は、事業実施後に提出していただく実績報告書に基づき確定するため、この時点での交付(予定)額が交付されることを確約するものではない点について、ご承知おきください。
- ・このとき不交付となった場合でも、他の補助対象事業の実施状況等により、繰り上げにより交付対象となる場合があります。その場合、令和8年度中に対象者には改めて通知を行います。

(3) 事業の変更等

①変更等の報告

- ・(2)の交付決定を受けたのちに、事業の内容が変更、又は中止・廃止となった場合は、下記の書類を提出してください。

②提出書類

- ・糸島市アーティスト派遣・受入事業(変更・中止)申請書(様式第5号)
- ・変更内容もしくは中止にいたる経緯等が分かる資料
- ・補助金交付申請額に変更がある場合、算出経過が分かる資料

(4) 事業の実施、実績報告

①事業実施の報告

- ・補助対象事業の完了(事業開催、精算まで)から15日以内、又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、下記の書類を提出し、実績報告を行ってください。

②提出書類

- ・糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金実績報告書(様式第7号)
- ・経費の支出を証する書類(領収書の写し等)
- ・事業の実施状況及び参加人数が確認できる写真等
(※実績の公表、広報等への使用、公開が可能なもの。肖像権等に係る権利処理・対応は申請者の責任において行ってください。)
- ・(※該当する場合のみ)対象となる事業者の要件において、「アーティストを糸島市内の施設に派遣する事業を行う団体」である場合、補助金の額と同額を、派遣先に対して行う請求の額から減じたことを証する書類(派遣先に対する請求書の写し、差額が分かる書面等)

(5) 補助金交付額の確定・交付

①補助金交付額の確定

- ・(4)の実績報告書の審査等により適切と認められた場合は、補助金交付額を確定し、通知を行います。

②補助金の請求（提出書類）

- ・①の通知を受領した後、速やかに次の書類を提出してください。
- ・糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付請求書（様式第9号）

③補助金の交付

- ・②の請求書の提出が確認されたのち、当該補助金の交付を行います。

5. スケジュール（令和8年度）

(1) 申請受付

- ・期間：令和8年8月18日（火）～9月8日（火）

(2) 審査・交付決定

- ・交付決定：9月中旬（予定）

(3) 事業実施

- ・実績報告：事業の完了後15日以内、又は令和9年3月31日のいずれか早い日まで

(4) 補助金交付額の確定

- ・補助金交付額の確定通知：実績報告の提出が確認できた日から1か月以内

(5) 請求・交付

- ・請求書の提出：補助金交付額の確定通知を受けたのち速やかに
- ・交付：請求書の提出が確認できた後1か月以内

6. 問い合わせ・書類提出先

- ・糸島市役所地域振興部文化課文化振興係
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
電話（文化課直通）（092）332-2093
窓口受付時間 9時00分～16時45分 ※土日・祝日を除く。
文化課メールアドレス bunka@city.itoshima.lg.jp